

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例を公布する。
平成31年 2 月 22 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 1 号

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例
(大阪広域水道企業団水道企業条例の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業
団条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定
に下線で示すように改正する。

改正後		改正前															
(経営の基本)		(経営の基本)															
第 3 条 (略)		第 3 条 (略)															
2 (略)		2 (略)															
(1) (略)		(1) (略)															
ア (略)		ア (略)															
<table><tr><td>給水対象</td><td>(略)</td></tr><tr><td>堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、交野市、大阪狭山市、島本町、能勢町、熊取町、河南町及び大阪広域水道企業団</td><td>(略)</td></tr></table>		給水対象	(略)	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、交野市、大阪狭山市、島本町、能勢町、熊取町、河南町及び大阪広域水道企業団	(略)	<table><tr><td>給水対象</td><td>(略)</td></tr><tr><td>堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、<u>泉南市</u>、交野市、大阪狭山市、<u>阪南市</u>、<u>島本町</u>、<u>豊能町</u>、<u>能勢町</u>、<u>忠岡町</u>、熊取町、<u>田尻町</u>、<u>岬町</u>、河南町及び大阪広域水道企業団</td><td>(略)</td></tr></table>		給水対象	(略)	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、 <u>泉南市</u> 、交野市、大阪狭山市、 <u>阪南市</u> 、 <u>島本町</u> 、 <u>豊能町</u> 、 <u>能勢町</u> 、 <u>忠岡町</u> 、熊取町、 <u>田尻町</u> 、 <u>岬町</u> 、河南町及び大阪広域水道企業団	(略)						
給水対象	(略)																
堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、交野市、大阪狭山市、島本町、能勢町、熊取町、河南町及び大阪広域水道企業団	(略)																
給水対象	(略)																
堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、 <u>泉南市</u> 、交野市、大阪狭山市、 <u>阪南市</u> 、 <u>島本町</u> 、 <u>豊能町</u> 、 <u>能勢町</u> 、 <u>忠岡町</u> 、熊取町、 <u>田尻町</u> 、 <u>岬町</u> 、河南町及び大阪広域水道企業団	(略)																
イ (略)		イ (略)															
<table><tr><td>事業の名称</td><td>給水区域</td><td>給水人口</td><td>1 日最大給水量</td></tr><tr><td>泉南水道事業</td><td>泉南市の区域 ただし、新家、兎田、別所、信達市場、信達牧野、信達岡中、信達六尾、信達金熊寺、信達童子畑、信達楠畑、信達葛畑、及び岡田の各一部</td><td>61,500人</td><td>21,920立方メートル</td></tr></table>	事業の名称	給水区域	給水人口	1 日最大給水量	泉南水道事業	泉南市の区域 ただし、新家、兎田、別所、信達市場、信達牧野、信達岡中、信達六尾、信達金熊寺、信達童子畑、信達楠畑、信達葛畑、及び岡田の各一部	61,500人	21,920立方メートル	<table><tr><td>事業の名称</td><td>給水区域</td><td>給水人口</td><td>1 日最大給水量</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	事業の名称	給水区域	給水人口	1 日最大給水量				
事業の名称	給水区域	給水人口	1 日最大給水量														
泉南水道事業	泉南市の区域 ただし、新家、兎田、別所、信達市場、信達牧野、信達岡中、信達六尾、信達金熊寺、信達童子畑、信達楠畑、信達葛畑、及び岡田の各一部	61,500人	21,920立方メートル														
事業の名称	給水区域	給水人口	1 日最大給水量														

	<u>の区域及び泉州空港南の全部の区域を除く。</u>						
四條畷水道事業	(略)	(略)	(略)	四條畷水道事業	(略)	(略)	(略)
阪南水道事業	<u>阪南市の区域</u> <u>ただし、貝掛、箱作、桑畑、自然田及び山中溪の各一部の区域を除く。</u>	<u>54,000</u> <u>人</u>	<u>19,210</u> <u>立方メートル</u>				
豊能水道事業	<u>豊能郡豊能町の区域</u> <u>ただし、余野、川尻、木代、切畑、野間口、高山、牧、寺田及び吉川の各一部の区域を除く。</u>	<u>19,300</u> <u>人</u>	<u>6,830</u> <u>立方メートル</u>				
忠岡水道事業	<u>泉北郡忠岡町の区域</u> <u>ただし、新浜の全部の区域を除く。</u>	<u>16,800</u> <u>人</u>	<u>6,030</u> <u>立方メートル</u>				
田尻水道事業	<u>泉南郡田尻町の区域及び泉南市岡田の一部の区域</u> <u>ただし、泉州空港中の全部の区域を除く。</u>	<u>9,000</u> <u>人</u>	<u>3,690</u> <u>立方メートル</u>				
岬水道事業	<u>泉南郡岬町の区域</u> <u>ただし、淡輪、深日、多奈川及び孝子の各一部の区域を除く。</u>	<u>15,400</u> <u>人</u>	<u>7,370</u> <u>立方メートル</u>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)				(2) (略)			

(大阪広域水道企業団職員定数条例の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団職員定数条例（平成22年大阪広域水道企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、<u>621人</u>とする。	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、<u>524人</u>とする。

（大阪広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第 3 条 大阪広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員（以下「職員」という。）の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。 附 則 1・2 （略） <u>（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> <u>3. 平成31年4月1日前に泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町又は岬町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの（企業長の求めにより職員となったものに限る。）について、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和32年泉南市条例第21号）、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和47年阪南市条例第18号）、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年豊能町条例第49号）、忠岡町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（昭和26年忠岡町条例第28号）、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年田尻町条例第39号）又は職員の懲戒及び効果に関する条例（昭和30年岬町条例第15号）の規定によりなされた懲戒の処分、手続及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に</u>	（趣旨） 第 1 条 この条例は、<u>地方公務員</u>（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員（以下「職員」という。）の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。 附 則 1・2 （略）

係る期間を通算するものとする。

(大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合) 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業を<u>しようとする</u>場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。 (1)・(2) (略) 附 則 1・2 (略) <u>(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> 3 <u>平成31年4月1日前に泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町又は岬町の職員であつた者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となつたもの（企業長の求めにより職員となつたものに限る。）について、職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉南市条例第7号）、職員の育児休業等に関する条例（平成4年阪南市条例第3号）、豊能町職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊能町条例第3</u>	(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合) 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業を<u>しようする</u>場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。 (1)・(2) (略) 附 則 1・2 (略)

号)、忠岡町職員の育児休業等に関する条例(平成4年忠岡町条例第5号)、田尻町職員の育児休業等に関する条例(平成4年田尻町条例第2号)又は職員の育児休業等に関する条例(平成4年岬町条例第2号)の規定によりなされた育児休業又は育児短時間勤務の承認は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、この条例の規定によりなされたものとみなされる育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る期間には、従前の承認に係る期間を通算するものとする。

(大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 企業団職員で一般職に属する地方公務員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。))を除く。以下「職員」という。))の給与は、給料及び手当とする。 2・3 (略) (時間外勤務手当) 第12条 (略) 2 (略)	(給与の種類) 第2条 企業団職員で一般職に属する地方公務員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。))を除く。以下「職員」という。))の給与は、給料及び手当とする。 2・3 (略) (時間外勤務手当) 第12条 (略) 2 (略)

(1) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員

(2)・(3) (略)

附 則

1・2 (略)

(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)

3. 平成31年4月1日前に泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町又は岬町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求めにより職員となったものに限る。)について、同日前において企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年泉南市条例第4号)、阪南市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年阪南市条例第81号)、豊能町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和57年豊能町条例第14号)、忠岡町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年忠岡町条例第8号)、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年田尻町条例第21号)又は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年岬町条例第9号)(以下この項において「統合前の市町の条例」という。)その他の条例の規定により給与を減額すべき事由が生じていた場合は、統合前の市町の条例その他の条例の規定により減額すべき給与の額をこの条例の規定により減額すべき給与の額とみなして減額するものとする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員

(2)・(3) (略)

附 則

1・2 (略)

(大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正)

第6条 大阪広域水道企業団情報公開条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 — 3 (略) (<u>泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置</u>) 4 <u>平成31年4月1日前に泉南市情報公開条例(平成11年泉南市条例第17号)、阪南市情報公開条例(平成12年阪南市条例第26号)若しくは阪南市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年阪南市条例第28号)、豊能町情報公開条例(平成16年豊能町条例第3号)、忠岡町情報公開条例(平成11年忠岡町条例第8号)、田尻町情報公開条例(平成12年田尻町条例第32号)又は岬町情報公開条例(平成12年岬町条例第27号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u>	附 則 1 — 3 (略)

(大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正)

第7条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 — 6 (略) (<u>泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置</u>) 7 <u>平成31年4月1日前に泉南市個人情報保護条例(平成19年泉南市条例第3号)、阪南市個人情報保護条例(平成12年阪南市条例第27号)若しくは阪南市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年阪南市条例第28号)、豊能</u>	附 則 1 — 6 (略)

町個人情報保護条例（平成13年豊能町条例第9号）、忠岡町個人情報保護条例（平成11年忠岡町条例第9号）、田尻町個人情報保護条例（平成12年田尻町条例第33号）又は岬町個人情報保護条例（平成12年岬町条例第28号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

8. 平成31年4月1日前に泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町で行われていた水道事業に係る個人情報取扱事務についての第5条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成31年4月1日以後、遅滞なく」とする。

9. 平成31年4月1日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大阪広域水道企業団行政手続条例の一部改正）

第8条 大阪広域水道企業団行政手続条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1－3 （略） <u>（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> 4. <u>平成31年4月1日前に泉南市行政手続条例（平成12年泉南市条例第22号）、阪南市行政手続条例（平成13年阪南市条例第23号）、豊能町行政手続条例（平成11年豊能町条例第17号）、忠岡町行政手続条例（平成11年忠岡町条例第26号）、田尻町行政手続条例（平成10年田尻町条例第1号）又は岬町行政手続条例（平成10年岬町条例第2号）の規定によりなされた聴聞に係</u>	附 則 1－3 （略）

る手続、弁明の機会の付与その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

（大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例の一部改正）

第 9 条 大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 （略） <u>（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> 3 <u>平成31年4月1日前に泉南市長期継続契約に関する条例（平成19年泉南市条例第8号）、阪南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年阪南市条例第3号）、豊能町長期継続契約に関する条例（平成24年豊能町条例第2号）、忠岡町長期継続契約に関する条例（平成20年忠岡町条例第9号）、田尻町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成25年田尻町条例第24号）又は岬町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年岬町条例第34号）の規定により締結された契約のうち、水道事業に係るものは、この条例の相当する規定により締結されたものとみなす。</u>	附 則 1・2 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置）

2 大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年泉南市条例第42号）第3条第1号の規定による廃止前の泉南市水

道事業の設置等に関する条例（昭和42年泉南市条例第2号）第8条、大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年阪南市条例第19号）第8条第1号の規定による廃止前の阪南市水道事業の設置等に関する条例（昭和47年阪南市条例第80号）第8条、大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成30年豊能町条例第25号）第9条第1号の規定による廃止前の豊能町水道事業の設置等に関する条例（昭和57年豊能町条例第13号）第7条、忠岡町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年忠岡町条例第12号）の規定による廃止前の忠岡町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年忠岡町条例第7号）第10条、大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年田尻町条例第18号）第3条第2号の規定による廃止前の田尻町水道事業の設置等に関する条例（昭和41年田尻町条例第19号）第7条又は岬町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成30年岬町条例第28号）第1項の規定による廃止前の岬町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年岬町条例第10号）第7条の規定による平成30年10月1日から平成31年3月31日までの業務の状況を説明する書類の提出については、なおこれらの規定の例による。